

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 教養科目は、<u>一般教養科目、外国語科目及び保健体育科目とし、各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 学士試験に合格した者には、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>2 次の各号に掲げるすべての単位（合計128単位以上）を修得した者を、学士試験に合格した者とする。</u></p> <p><u>(1) 一般教養科目28単位（人文・社会科学系科目20単位及び自然科学系科目8単位）</u></p> <p><u>(2) 外国語科目16単位（法学政治学英語A・B各1単位を含む英語8単位及び教授会が定めるその他の外国語科目のうちから1か国語8単位）</u></p> <p><u>(3) 保健体育科目4単位（講義、実技それぞれ2単位。ただし、一般教養科目の単位をもって代えることができる。）</u></p> <p><u>(4) 専門科目80単位</u></p> <p><u>3 前項の専門科目80単位は、別に定める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位のほか、演習2単位を含む。ただし、演習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目4単位をもって代えることができる。この場合においては、前項の「専門科目80単位」及び「合計128単位以上」は増加するものとする。</u></p> <p><u>4 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、第2項の単位数に算入することがある。</u></p> <p>(1) 第5条から第7条までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2) 第8条の規定により外国の大学又は短期大学</p>	<p>第3条 教養科目は、<u>全学共通科目及び本学部が教養科目として指定し提供する科目とする。</u></p> <p><u>2 全学共通科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>3 本学部が教養科目として指定し提供する科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。</u></p> <p>第12条 <u>本学部の定めるところにより、128単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することがある。</u></p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p>

改正前	改正後
<p>が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</p> <p>(3) 通則第21条第1項の規定により短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数</p> <p>(4) 通則第22条第1項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）</p> <p>(5) 通則第22条第2項の規定により本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数</p> <p><u>5</u> 第10条の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、<u>第2項</u>の単位数に通算することがある。</p> <p><u>6</u> <u>第4項</u>第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を<u>第2項</u>の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。</p> <p><u>7</u> <u>第2項</u>の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、別に教授会で定める。</p> <p>（後 略）</p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>（同 左）</p> <p><u>3</u> 第10条の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、<u>第1項</u>の単位数に通算することがある。</p> <p><u>4</u> <u>第2項</u>第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を<u>第1項</u>の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。</p> <p><u>5</u> <u>第1項</u>の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、別に教授会で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、京都大学法学部規程の一部を改正する規程（平成20年達示第24号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</p>